

令和2年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和2年1月28日天草市役所本庁第2委員会室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	11番	山並 彰一郎 君
12番	井島安一 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

10番	中村三千人 君
-----	---------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第5号	非農地通知書交付申請について
日程第7	議第6号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
日程第8		報告事項について

閉 会

開 議 午後 1 時 55 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 明けましておめでとうございます。第一回の総会になります。本日は全体で 82 件の案件がありますが、昨年と変わらず慎重な審議をお願い致します。昨日から山鹿で会議があり、局長と出席してきました。農業者年金の新規加入については、達成率 140%でよかったです。農業新聞の加入率が良くありませんでしたので、委員のみなさんご協力をお願い致します。本年もどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、10 番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11 番山並委員、12 番井島委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の畑 186 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。有明町の譲受人は名古屋市西区の譲渡人より、有明町の田3,385㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題は無いと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は福岡県宗像市の譲渡人より、五和町の畑498㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池港から西へ約1.8km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題は無いと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の畑 31 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所から東へ約 1.8 km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○13番（野中幸廣君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田 763 m²を共同住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北へ約 0.5 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅を1棟、18台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の法人で、本渡町の畑796㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、営む事業に必要な資材置場及び駐車場の不足しているため資材置場と4台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に資材置場として利用されているため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、楠浦町の畑133㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から西へ約0.1km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を購入するにあたり隣接する農地も併せて、住宅を1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一

部住宅として利用されているため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3 番について説明します。転用者は佐伊津町の法人で、佐伊津町の畑 569 m²に賃借権を設定し資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧佐伊津中学校から北へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、営む事業で必要な資材置場が不足するため、資材置場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 4 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第 4 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 4 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 1 件、利用権

の新規設定の計画が 60 件、再設定が 11 件、転貸が 0 件、合計 72 件で、筆数 158 筆、総面積が 222,374 m²となっております。なお、4 ページの所有権移転の計画 1 件につきましては、熊本県農業公社が河浦町河浦の田 2,137 m²を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 4 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 5 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 44 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 2 件。筆数は全体で 2 筆、面積は 1,941 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 5 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した天草工業高校から北東へ約 0.7km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番の地図です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約 0.7km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました 1 番と 2 番の件につきまして意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、1 番と 2 番を非農地とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 資料④をご覧ください。農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを説明します。農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農

業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠であることから、次のことを申し合わせとして提案します。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。参考に資料④の裏面に農業委員会等に関する法律の関連する部分を記載していますので読み上げます。第 31 条、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。第 33 条、会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、議案のとおり決議することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、議案のとおり決議することに決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 45 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 2 年天草市農業委員会第 1 回総会を閉会致します。

午後 2 時 45 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

井島子一

署名委員

山並彰一郎